

**伊佐市農業集落排水事業  
經營戰略（改訂版）  
（素案）**

**（令和8年度～令和17年度）**



**令和8年〇月**

**伊佐市 都市整備課 下水道係**



## 目 次

<b>I. 経営戦略の改定について</b> .....	<b>1</b>
(1) 改定の趣旨 .....	1
(2) 経営戦略の対象期間 .....	1
(3) 経営戦略の位置付け .....	1
<b>II. 現状の把握と課題の整理</b> .....	<b>3</b>
(1) 農業集落排水事業の沿革 .....	3
(2) 農業集落排水事業の概要 .....	3
(3) 施設の概要 .....	4
(4) 使用料の概要 .....	6
(5) 組織の概要 .....	7
(6) 民間活力の活用等 .....	7
(7) 広域化・共同化に関する取り組み .....	8
(8) 経営分析 .....	8
(9) 課題の整理 .....	18
<b>III. 将来の事業環境</b> .....	<b>20</b>
(1) 人口の推移 .....	20
(2) 有収水量の推移 .....	20
(3) 使用料収入の推移 .....	21
(4) 施設の見通し .....	22
(5) 組織の見通し .....	24
(6) 経費の見通し .....	24
(7) 将来の推計 .....	25
<b>IV. 経営の基本方針</b> .....	<b>27</b>
(1) 経営の基本方針 .....	27
(2) 具体的な取り組み .....	28
<b>V. 投資・財政計画</b> .....	<b>30</b>
(1) 投資・財政計画 .....	30
(2) 投資・財政計画の策定に当たっての説明 .....	30
(3) 投資・財政計画に未反映の取り組み今後検討予定の取り組み .....	32
<b>VI. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項</b> .....	<b>33</b>
<b>別紙</b> .....	<b>34</b>

---

# 1. 経営戦略の改定について

---

## (1) 改定の趣旨

近年、人口減少とそれに伴う社会経済の衰退への対応が重視される一方、上下水道施設の老朽化による事故や自然災害の激甚化・頻発化に伴う復旧の長期化など、上下水道事業を取り巻く環境は一層の厳しさを増しています。

このような状況においては、中長期的な視点に基づいた経営方針が不可欠であり、本市でも伊佐市農業集落排水事業経営戦略を令和 3 年 3 月に策定し、安定したサービスの提供に取り組んできました。

しかし、策定から既に 5 年が経過し、その間の情勢の変化に対応するための見直しを行うことが必要となっています。総務省の通知でも 5 年に 1 回程度の見直しを行うこととされており、令和 4 年 1 月 25 日付『「経営戦略」の改定推進について』では、令和 7 年度までに経営戦略の見直しを行うことが要請されています。

以上のような情勢に鑑み、本市では一層の財政健全化と将来の安定的経営を目的として経営戦略の改定を行います。

## (2) 経営戦略の対象期間

経営戦略の「計画期間」は、総務省の経営戦略策定ガイドラインでは、「10 年以上の合理的な期間を設定する必要がある」とされていることから、令和 8(2026)年度から令和 17(2035)年度までの 10 年間を計画期間とします。

ただし、より長期での将来の動向を把握するため、投資・財政計画については 30 年分(令和 37(2055)年度まで)の試算を行います。

## (3) 経営戦略の位置付け

本計画は、伊佐市農業集落排水事業の中長期的な事業運営の方針を示すものです。市の最上位計画である「第 2 次伊佐市総合振興計画」をはじめ、その他先行する関連計画との整合性を図りつつ策定しています。

# 第2次伊佐市総合振興計画

## まちづくりの将来像

**笑顔あふれ 一人ひとりが 幸せ感じるまち**

## 基本目標

- 1 笑顔で創る明るいまち【共生協働、人権】
- 2 安心して子育てができるまち【子育て】
- 3 郷土を愛し、豊かな心を育むまち【教育、文化、スポーツ】
- 4 ともに支え合い、いきいきと暮らせるまち【健康、福祉】
- 5 活力ある産業と賑わいのあるまち【産業経済】
- 6 安全、安心な住みよいまち【社会基盤、生活環境】

## 自然環境の保全

【現状と課題】 水質汚濁の原因の大半を占めると言われている生活雑排水の未処理世帯を減らしていくために、合併処理浄化槽への転換の推進、農業集落排水施設の計画的な改修、長寿命化や、衛生センターの適切な管理を進めていく必要があります。

【施策の主な取組】 排水処理施設等の適正な維持管理等に努めます。

**農業集落排水事業  
経営戦略**

**農業集落排水事業  
各種計画**

第1図 経営戦略の位置付けイメージ図

## II. 現状の把握と課題の整理

### (1) 農業集落排水事業の沿革

伊佐市農業集落排水事業は、農業生産の増大と生活環境の向上を目的として、合併前の旧大口市・旧菱刈町の時代に整備されました。

平成元年度に旧菱刈町の菱刈中央地区（前目宇都、前目中、前目下、前目麓、麓後、新町、停車場、本町）が供用開始され、平成 12 年度には菱刈北部地区（花北上、花北下、重留東、重留西、重留南、田中上、田中中、田中下、産野、薬師、下市山の一部）の供用が開始されています。

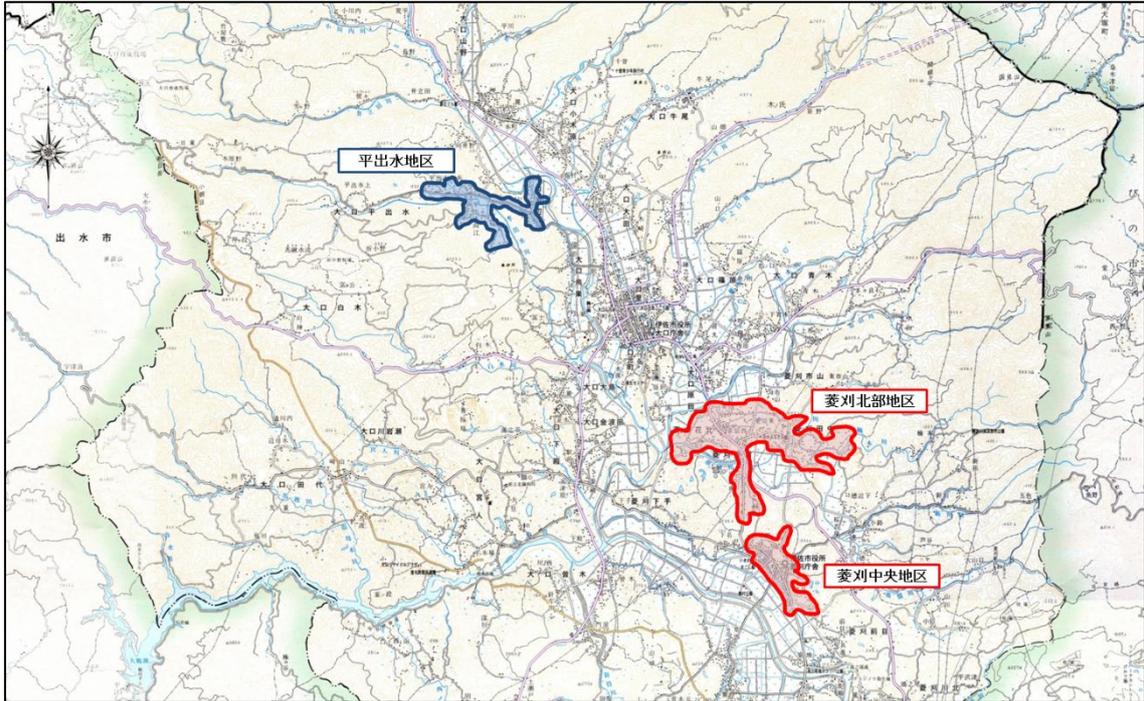
その後、平成 16 年度には旧大口市の平出水地区（平出水中央の一部、向江、湍辺）が供用を開始し、平成 20 年 11 月 1 日に旧大口市と旧菱刈町が合併した後は伊佐市が管理を行っています。

令和 5 年 4 月 1 日には、経営の健全性を確保するとともに、経営基盤の強化及び適切な資産管理を図るため、地方公営企業法の全部を適用しています。

### (2) 農業集落排水事業の概要

令和 6 年度決算に基づく、事業の概要は以下の通りです。

項目	単位	実績値
行政区域内人口	人	22,439
現在処理区域内人口	人	2,836
現在水洗便所設置人口	人	2,183
普及率	%	12.6
水洗化率	%	76.7
処理区域内人口密度	人/ha	10.0
下水管布設延長	Km	57
終末処理場数	箇所	3
計画処理能力	m <sup>3</sup> /日	1,678
現在晴天時平均処理水量	m <sup>3</sup> /日	738
年間総処理水量	m <sup>3</sup>	281,206
年間有収水量	m <sup>3</sup>	281,206



第2図 農業集落排水事業の位置図

### (3) 施設の概要

各汚水処理施設の概要及び能力は以下の通りです。

項目	単位	平出水	菱刈中央	菱刈北部
供用開始年月日 (開始後年数)		H16/10 (22年)	H17/7月 (37年)	H12/7 (26年)
管路延長	m	11,204	10,498	34,312
中継ポンプ	基	7	1	12
処理場数	箇所	1	1	1
処理方式		JARUXIV96型 (連続流入間欠 ばっ気方式)	JARUS-III96型 (流量調整槽前 置型嫌気ろ床槽 併用接触ばっ気 方式)	JARUSXI96型 (回分式活性汚 泥方式)
処理計画人口	人	490	1,800	3,120
計画汚水量	m <sup>3</sup> /日	161.7	486.0	1,030.0



平出水地区処理施設



菱刈中央地区処理施設



菱刈北部地区処理施設

#### (4) 使用料の概要

伊佐市農業集落排水事業の使用料体系は、世帯人数に応じて料金を算定する人数制を採用しています。現行の使用料が施行されたのは平成 12 年であり、その後は消費税率改正に伴う改定以外の改定は行われていません。

使用料の算定は以下のとおりです。

使用料金表（1ヵ月あたり）※一般家庭（税抜き）

世帯人数	基本料金	人数割	合計
1 人	1,500 円	500 円	2,000 円
2 人	1,500 円	1,000 円	2,500 円
3 人	1,500 円	1,500 円	3,000 円

以降は人数に応じて

使用料金表（1ヵ月あたり）※業務施設、公民館等（税抜き）

使用区分	基本料金	業務料金
業務施設A	—	30,000 円
業務施設B	—	15,000 円
業務施設C	—	5,000 円
その他の施設	2,500 円	—

※業務施設A:使用人数 50 人～又は排水量が 250 m<sup>3</sup>/月以上。

業務施設B:使用人数 30～50人未満又は排水量が 100 m<sup>3</sup>～250 m<sup>3</sup>/月未満。

業務施設C:使用人数 30 人未満又は排水量が 100 m<sup>3</sup>/月未満。

※使用人数とは、固定職員及びその施設を 4 時間以上使用する人数。

※その他施設:業務施設以外の施設で公民館及び公衆トイレ等。

また、実質的な使用料(料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m<sup>3</sup>を乗じたもの(一般家庭用のみでなく業務施設等を含む))は次のとおりです。

※下水道使用料÷有収水量=使用料単価 使用料単価×20 m<sup>3</sup>

実質的な使用料 (20 m <sup>3</sup> あたり)	令和 4 年度(法適用前)	3,094 円
	令和 5 年度	2,827 円
	令和 6 年度	2,757 円

## (5) 組織の概要

伊佐市農業集落排水事業は、都市整備課下水道係で運営しています。職員数は2名で、いずれも損益勘定所属職員となっています。

都市整備課事務分掌表

都市計画係	都市計画に関する総合的な企画及び調整に関する事など。
建築係	市有建築物の新築・改築工事、建築確認、一般建築に関する指導・監督に関する事など。
住宅係	市営住宅維持管理及び使用料の収納、がけ地住宅移転及び住宅新築資金等の償還に関する事など。
下水道係	農業集落排水の維持管理、使用料の収納に関する事など。

## (6) 民間活力の活用等

### ① 民間委託

農業集落排水事業においては、以下の業務を民間業者へ委託しております。いずれの業務も単年度契約の仕様発注であり、性能発注を行っているものではありません。

施設保守点検水質管理業務については、業務の一部を受託業者に委任しており、包括的民間委託に該当します。

- ・ 施設保守点検水質管理業務
- ・ 計装設備保守点検業務
- ・ 自家用電気工作物保守点検
- ・ 中継ポンプ場電気設備保守点検

### ② 指定管理者制度

指定管理者制度は導入していません。

### ③ PPP・PFI

これまで、PPP・PFIの導入に向けた検討は行っていません。

## (7) 広域化・共同化に関する取り組み

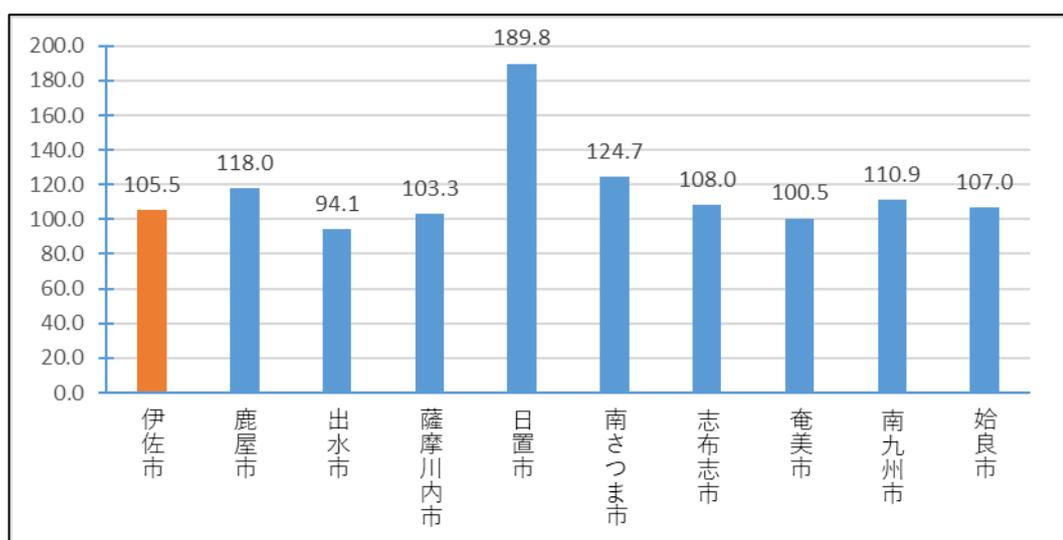
施設の広域化・共同化を促進するための『鹿児島県生活排水処理広域化・共同化計画』が令和5年3月に策定されており、この中で伊佐市は「始良・伊佐ブロック」に区分されています。始良・伊佐ブロックについては、ハードメニューの対象となっておらず、ソフトメニューにおいて「維持管理業務の共同化」、「事務の共同化」、「人材育成・広報活動の共同化」「災害時対応の共同化」といった方針が示されていますが、現時点では伊佐市を含む霧島市・始良市・湧水町をまたいでの取り組みは行われていません。

ただし、災害時の相互応援協定（「農業集落排水施設災害対策応援に関する協定」）に加入しているため、災害時の対応にあたっては広く協力が得られることが担保されています。

## (8) 経営分析

経営比較分析表に用いられる経営指標を用いた経営分析は以下の通りとなります。なお、ここで用いる指標については、令和6年度決算状況調査の結果に基づき算定したものです。また、鹿児島県内の市が管理する農業集落排水事業との比較を行っています。

### ① 経常収支比率

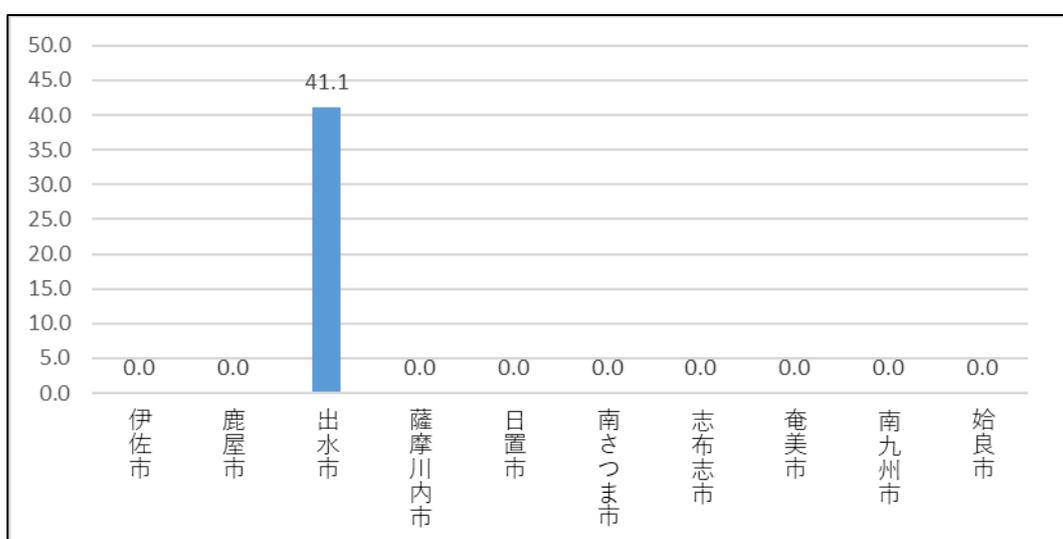


経常収支比率は、経常収益（営業収益＋営業外収益）で、経常費用（営業費用＋営業外費用）をどの程度賄えているかを表す指標です。100%を基準とし、100%を超えれば黒字が、100%未満ならば赤字が生じていることを示します。

伊佐市の指標は 105.5%であり、100%を超えているため、一見問題ないように見えますが、収益の大部分を一般会計繰入金に依存している状況であり、かつ使用料収入について増加が見込めないことを課題として認識しています。

県内では日置市が突出して高く、出水市のみ 100%を下回っていますが、基本的にはどの団体も 100%前後の数値で横並びであり、伊佐市の数値も平均的と言えます。様々な要因はあるにせよ、いずれの団体も大幅な黒字は計上できない状況が伺えます。

## ② 累積欠損金比率

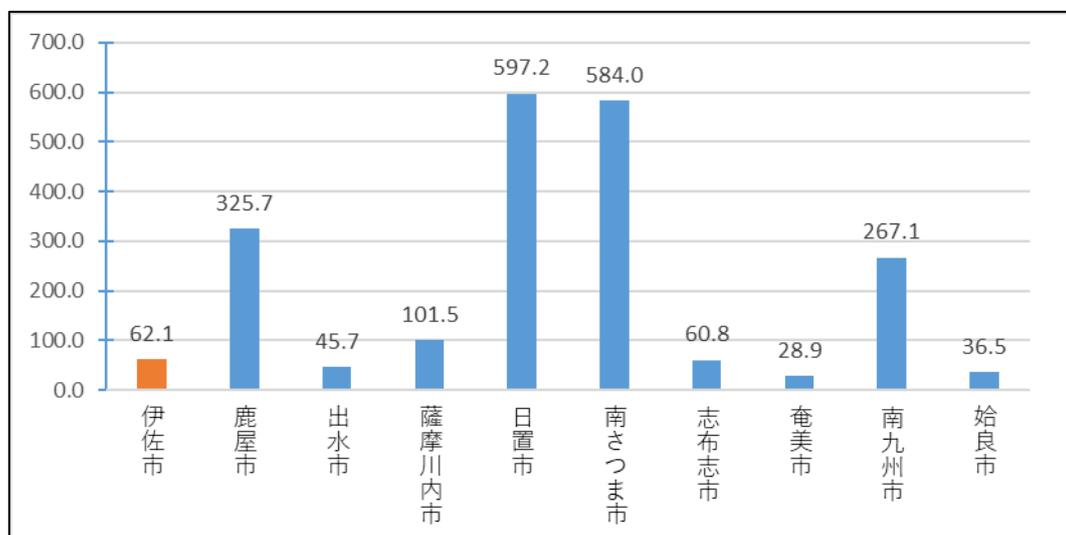


累積欠損金比率は営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した損失のこと）の状況を表す指標です。

この指標は累積欠損金が生じていないことを示す0%であることが求められ、累積欠損金が生じている場合は、その解消に向けた取り組みを早急に検討する必要があります。

伊佐市の指標は0%であり、引き続き赤字を生じないように留意して経営に取り組んでまいります。

### ③ 流動比率



流動比率は流動負債に対する流動資産の比率を表したものであり、短期的な債務に対する支払能力を表します。

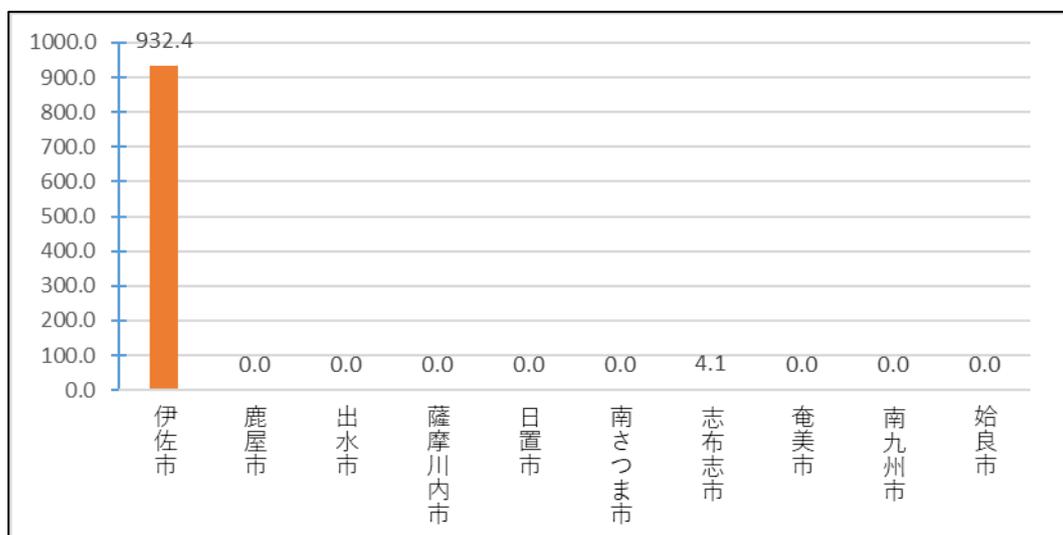
この指標は 100%を基準として、数値が高いほど短期的な支払いに対する資金的余裕が高いことを示し、逆に 100%を下回ると資金不足のリスクが高くなります。

伊佐市の指標は 62.1%であり、100%を下回っているため、短期の資金繰りに対して不安が考えられます。これについては、適切な時期に一般会計からの繰り入れを行うことによって対応していく考えです。一方で、令和 5 年度(45.15%)から令和 6 年度で改善傾向が見られており、今後も引き続き指標の改善に取り組み、将来 100%を超えることを目指します。

県内の傾向は 2 極化しており、日置市、南さつま市、鹿屋市、南九州市などは高い数値を示す一方、薩摩川内市を除くほかの市では 100%に届いていません。

伊佐市と志布志市については、法適用開始年度が遅かったため、内部留保資金が十分に醸成されていないことが考えられます。ただし、同じタイミングで法適用を開始した南さつま市は高い数値を示すため、その要因を見極める必要があります。

#### ④ 企業債残高対事業規模比率

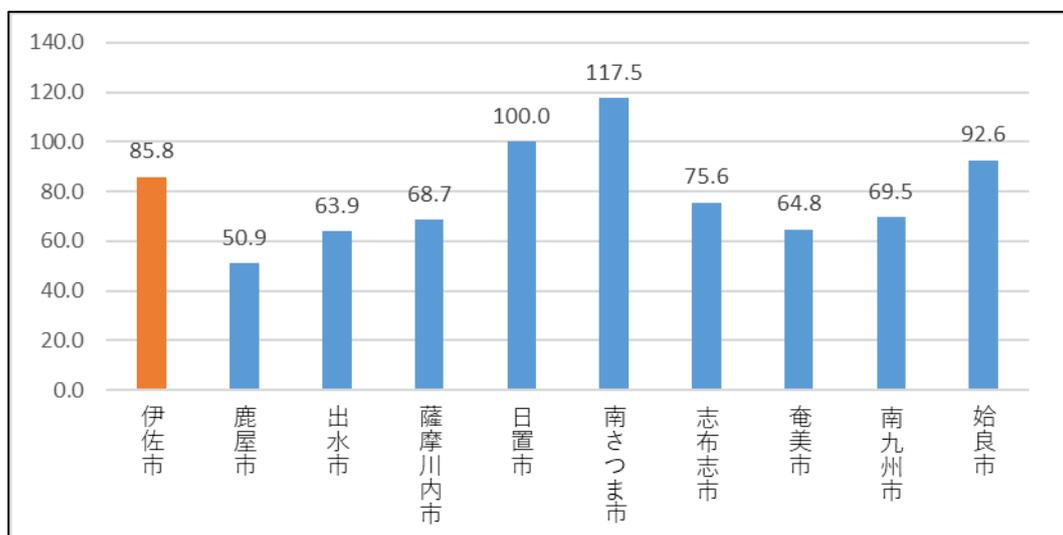


企業債残高対事業規模比率は使用料収入に対する企業債残高の割合であり、主たる収益である使用料収入に対する企業債残高の規模を表す指標です。この指標に明確な基準はありませんが、他団体と比較して分析を行うことが求められます。

県内では伊佐市と志布志市のみ指標が計上されており、他の自治体は「ゼロ」となっています。これは建設改良に充当した企業債の償還金について、その全てを一般会計繰入金で賄うようにしているためと思われます。そのため、ここに挙がっている県内の他団体とでは、比較分析はできないことになります。

令和5年度の全国平均が785.1%であったため、伊佐市は企業債への依存度が比較的高い傾向にあると言えます。ただし、昨年度の指標1,169.6%から減少しており、今後も企業債残高が減ることに伴い、年々減少していくことが見込まれています。

## ⑤ 経費回収率



経費回収率は、汚水処理に係るコストが、どの程度使用料収入金で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することができます。

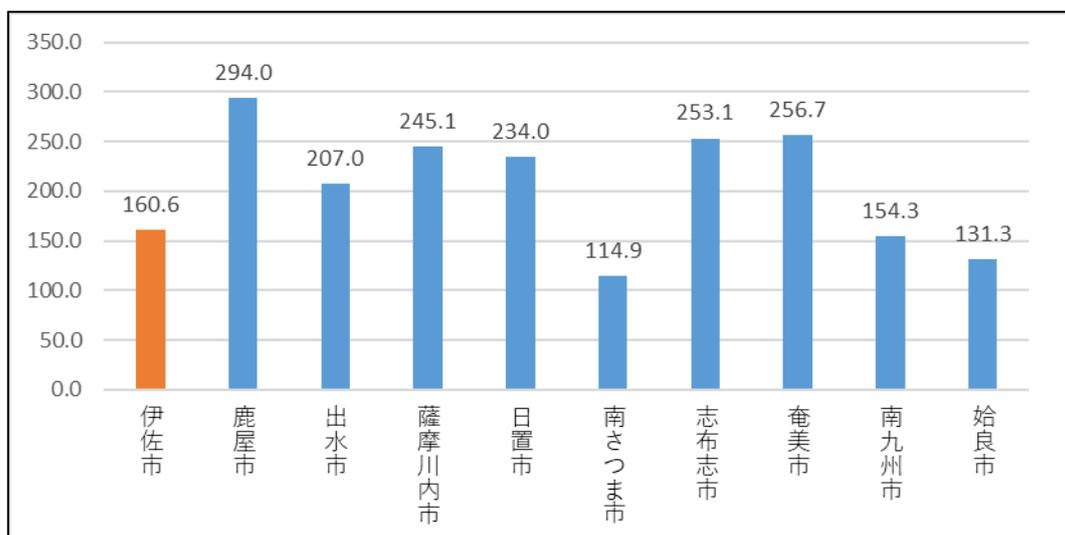
この指標は 100%を基準として、100%を超えると使用料でコストの全てを賄うことができている状態を示し、逆に 100%を下回るとコストに対して十分な使用料収入が得られていないことを示します。100%を下回る場合は別の財源（繰入金など）によって財源措置をしていることが考えられます。

伊佐市の指標は 85.8%であり、コストに対して必要な使用料収入が得られていません。令和 5 年度(91.4%)から令和 6 年度で指標が悪化しており、これは「使用料の減少」と「経費の増加」の両方が影響していることが考えられ、特に経費の増加の影響が大きくなっています。

今後、一層の汚水処理経費の削減に努めることを目指しますが、物価上昇が社会的な課題となる昨今では経営努力によってコストを吸収するのにも限度があります。費用の抑制ができない以上、収入を増加させるための方策を検討することが必要であり、使用料改定への取り組みを視野に入れていく必要が考えられます。

県内で 100%を超えているのは南さつま市、日置市の 2 つだけで、全体的に使用料収入が足りていない傾向が伺えます。その中であって伊佐市は比較的高い水準を示しており、100%未満の自治体のなかでは収益化へ向けた取り組みの難易度が比較的低いと言えます。

## ⑥ 汚水処理原価



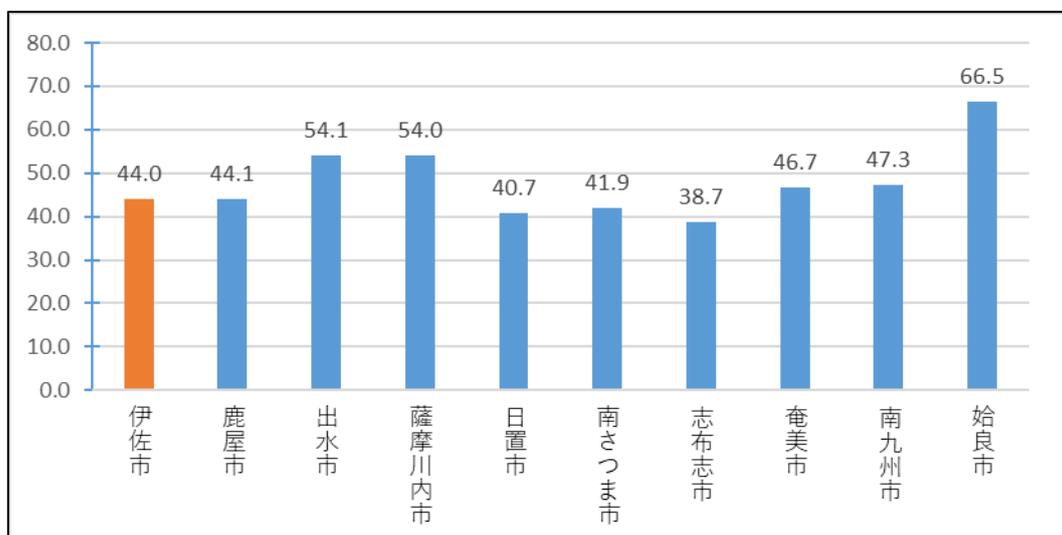
汚水処理原価は、有収水量1 m<sup>3</sup>当たりの汚水を処理するのに、どれだけのコストがかかっているかを表す指標です。ここで言うコストはランニングコストだけでなく、初期の設備投資に係る初期費用も反映されます。

そのため、施設の立地などの地理的条件の違いが如実に表れることとなり、単純な他団体との比較はできません。ただし、汚水処理原価が高くなるほど、それに応じて使用料設定も高くすることが必要になるため、原価が低い方が経営上の難易度は低くなると言えます。

伊佐市の汚水処理原価は160.6円で、県内では南さつま市、始良市、南九州市に次いで汚水処理原価が低く、比較的lowコストで汚水処理が行えることが分かります。ただし、令和5年度(154.8円)から令和6年度で汚水処理に要するコストが増加したことも留意しておく必要があります。

今後も原価を抑制していくため、経費削減に努めることが重要です。しかし、⑤経費回収率の項目でも述べた通り、経費削減の努力にも限度があります。経費削減と両建てで収入を増やすための取り組みを行うことが、今後重要になってくると考えられます。

## ⑦ 施設利用率

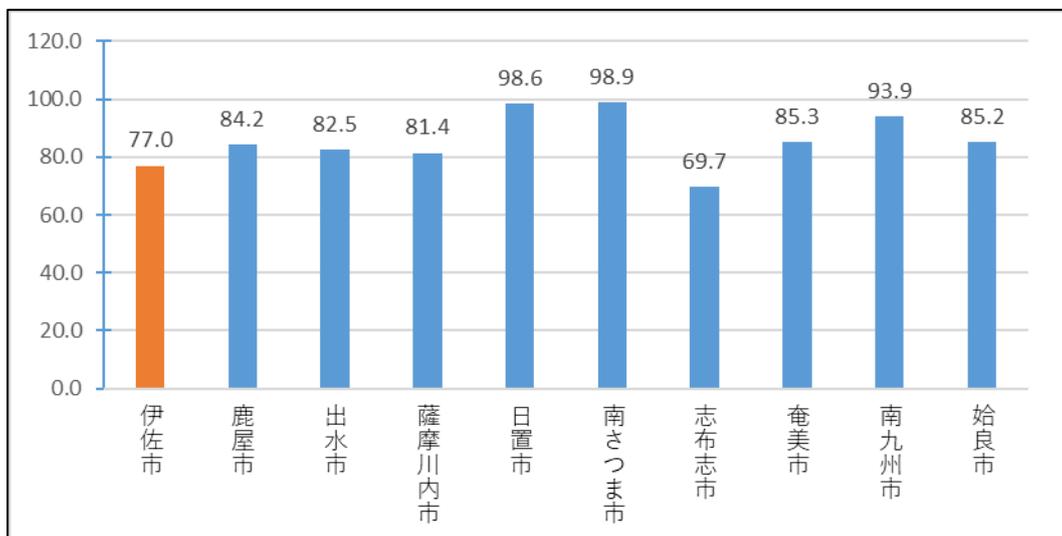


施設利用率は、一日の汚水処理能力に対する一日の平均処理水量（晴天時）の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標となります。この指標は基本的には100%を上限とし、高いほど施設の利用率が高く、効率的に利用されていると言えます。

ただし、一日の処理水量には年間で偏りがあり、また、災害等の突発的な要因で一時的に増加することもあるため、常に100%ギリギリに近い状態よりも、ある程度余力を残した状態の方が望ましいと言えます。

しかしながら、伊佐市の施設利用率は44.0%であり、明らかにオーバースペックとなっている状況と思われます。県内でも、始良市が比較的高い数値を示すほかは、50%に満たない団体が多数を占めています。今後も一日平均処理水量の増加は見込めないことから、ダウンサイジングによって施設規模の適正化を行い、企業債への依存度や資本費の抑制につなげていくことが重要になります。

## ⑧ 水洗化率

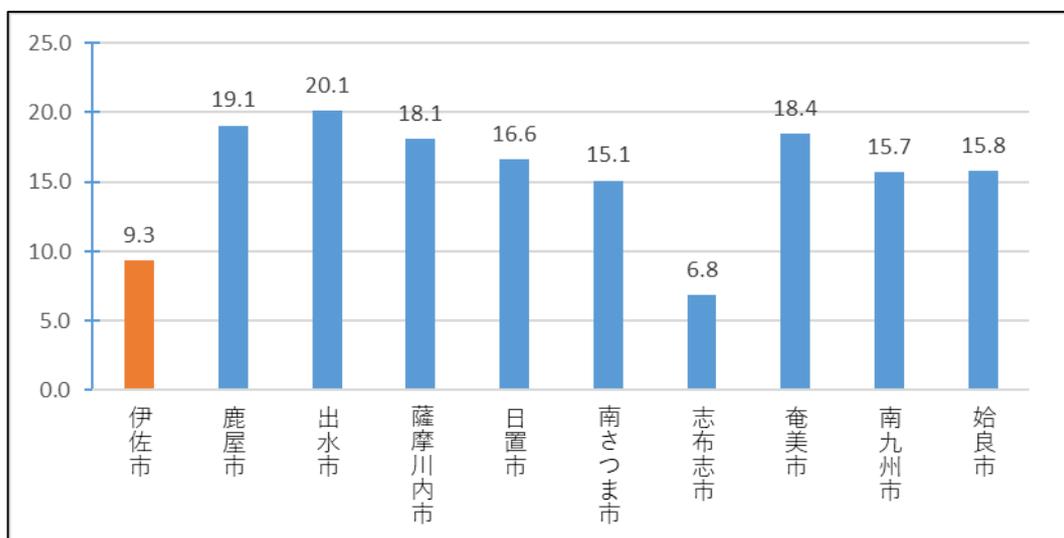


水洗化率は処理区域内人口における水洗便所設置済人口の割合を示す指標です。この指標は100%を上限とし、水質保全や使用料収入増加の観点から100%となっていることが望ましいとされています。指標が100%未満である場合、汚水処理が適切に行われていないことが懸念されるほか、当初の計画通りの収益が見込めず経営の不安定化につながるおそれがあります。

伊佐市の水洗化率は77.0%であり、十分な水洗化が行われているとは言い難い状況です。県内でも多少のばらつきはあるものの、8割を超えていないのは伊佐市と志布志市だけとなっています。

今後、新規接続者を増やし、汲取式や単独浄化槽からの転換を促すため一層の取り組みが必要です。一方、一部では個人設置型の浄化槽によって水洗化がされているため、このような世帯に対してどのように働きかけを行っていくのが課題となります。

### ⑨ 有形固定資産減価償却率

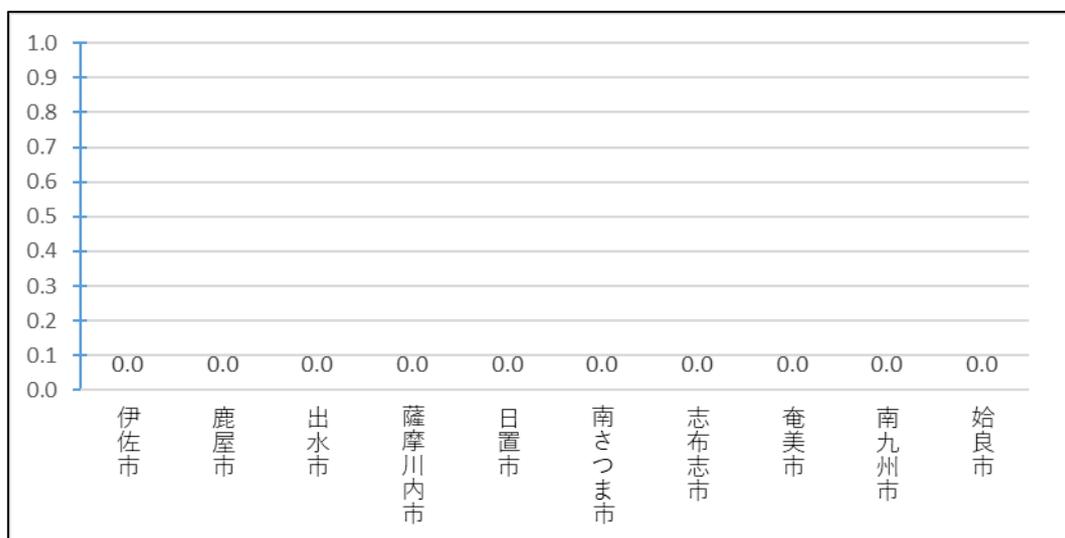


有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を表します。この指標は100%を上限とし、数値が高いほど老朽化が進んでいることを示します。

伊佐市の指標は9.3%であり、県内の他団体と比べて低い水準にありますが、これは法適用の際、法適用以前の減価償却の進捗を考慮せずに、減価償却累計額がゼロからスタートすることが影響しています。伊佐市と同じタイミングで法適用した志布志市も同様の理由で低い水準にあると考えられます。

このような理由から減価償却の進捗率だけでは、施設の老朽化度合いを正しく把握するのは難しいと言えます。老朽化の進み具合については、別途設備台帳システム等を駆使し、個別に管理していく必要があります。

## ⑩ 管渠老朽化率

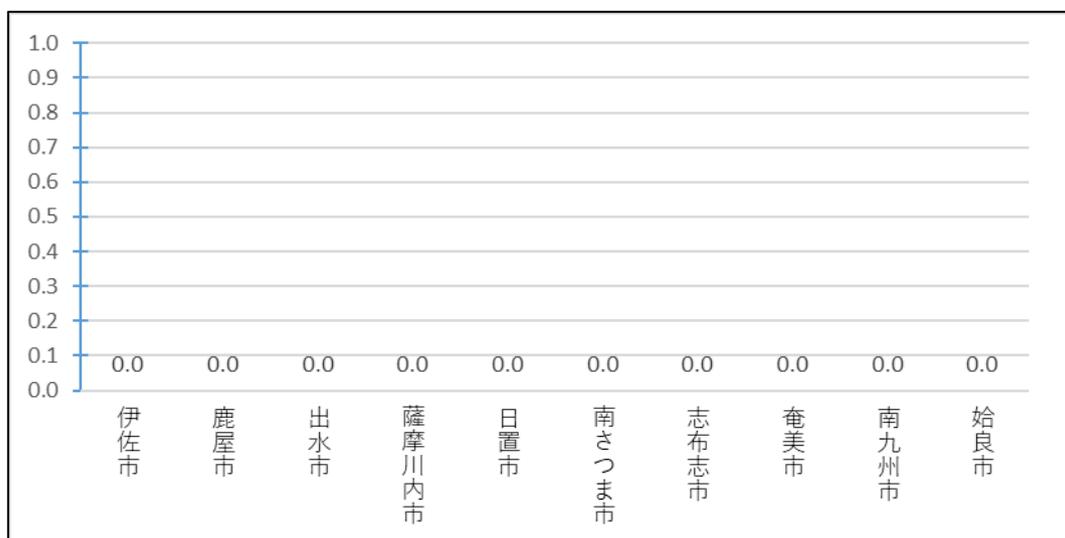


管渠老朽化率は、下水道管渠の法定耐用年数である 50 年を超えた管路延長の割合を表す指標で、下水道管渠の老朽化度合を表します。老朽化の進んだ下水道管渠は破損の可能性が高くなり、道路陥没やそれに伴う重大な事故につながるものが危惧されます。

伊佐市の指標は 0%であり、事業そのものが供用開始から 50 年経過していないため、指標に表れていません。県内他団体も同じ状況となっています。

ただし、老朽化は今後も進行していくため、計画的に更新を行えるよう備えておくことが重要です。併せて、下水道管渠の状況を把握するための定期的な点検や、維持管理についても、今後一層重視されることが想定されます。

## ⑪ 管渠改善率



管渠改善率は、当該年度に改善された下水道管渠の延長割合を表す指標で、下水道管渠の更新ペースや状況を把握するための指標です。例えば指標が1.0%の場合は、全ての下水道管渠を更新するために100年かかることとなります。下水道管渠の法定耐用年数が50年であるため、2.0%が指標における一つの基準となります。

伊佐市の指標は0%であり、法定耐用年数を経過していないため、更新が行われていません。県内他団体も同じ状況となっています。

今後、更新が必要となる時代に向けて、年度ごとに極端な偏りが生まれないよう下水道管渠の更新計画を準備しておくことが望ましいと考えられます。

## (9) 課題の整理

伊佐市農業集落排水事業が抱える課題をまとめると、以下通りとなります。

### ① 使用料収入の不足

現在、コストに対する十分な使用料収入が得られておらず、経営が成り立っていない状況です。不足する分は一般会計からの繰り入れによって補っていますが、将来的には人口及び水需要の減少に伴い使用料収入も減少していくことが見込まれており、このままでは事業は先細りの一途を辿ることとなります。

水洗化率の向上に取り組むことによって多少の改善は見られるとは思いますが、その効果は限定的であり、抜本的な使用料水準を見直すことで収益性を確保していくことが求められます。

## ② 施設の更新

もっとも早くに事業が開始した菱刈中央地区でも供用開始から 37 年であり、施設の老朽化に伴う更新は迎えておりません。しかし、施設の更新は一朝一夕に実施できるものではないため、資金や職員の労力等必要となるリソースに極端な偏りが生じないよう、平準化された計画の策定が急務と言えます。

また、現在の施設が既にオーバースペック気味であることが施設利用率の低さから伺えます。今後、ますます人口及び水需要が減少すると見込まれることから、ダウンサイジングによる施設規模の適正化だけでなく、事業の抜本的見直しを視野に入れた検討が必要となります。

## ③ 体制と職員の配置

現在、農業集落排水事業は 2 名体制で運営されています。市全体の職員計画からこれ以上の配置は難しいと思われるため、現行の体制を維持していくことを目指しますが、山積する課題に対応するためには、絶対的にマンパワーが足りない状況です。

また、このような状況では、事業や施設の運営に関するノウハウが職員個人に集約することになり、担当職員に問題が発生した際に上手く引継ぎが行えず、事業が停滞することが懸念されます。

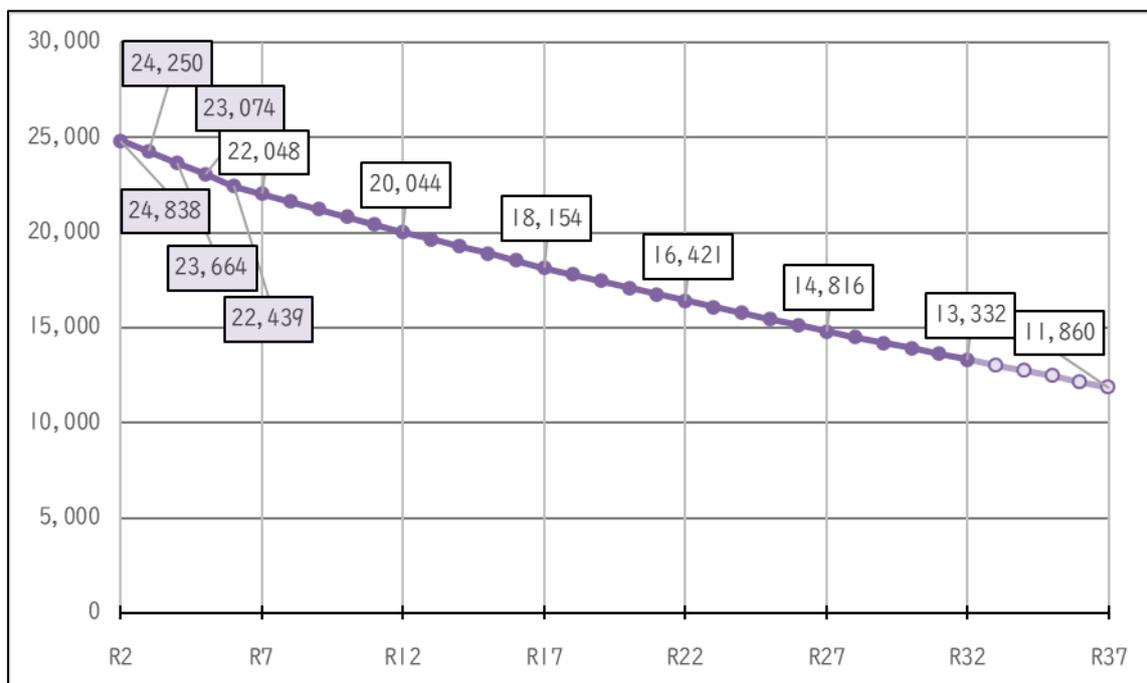
### Ⅲ. 将来の事業環境

#### (1) 人口の推移

我が国の人口減少は深刻な社会問題として認識されており、特に地方ではその減少幅の大きさから、どの自治体にとっても重大な課題となっています。国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の推計(令和5年12月22日公表資料)によれば、伊佐市でも他の多くの自治体と同様に人口減少が進むことが予測されています。

以下のグラフは令和6年度までを行政区域内人口の実績値を、令和7年度以降を社人研の推計を用いた伊佐市の人口推移を示したものです。令和32年度以降については、社人研推計の減少率を参考に作成しています。

(単位：人)

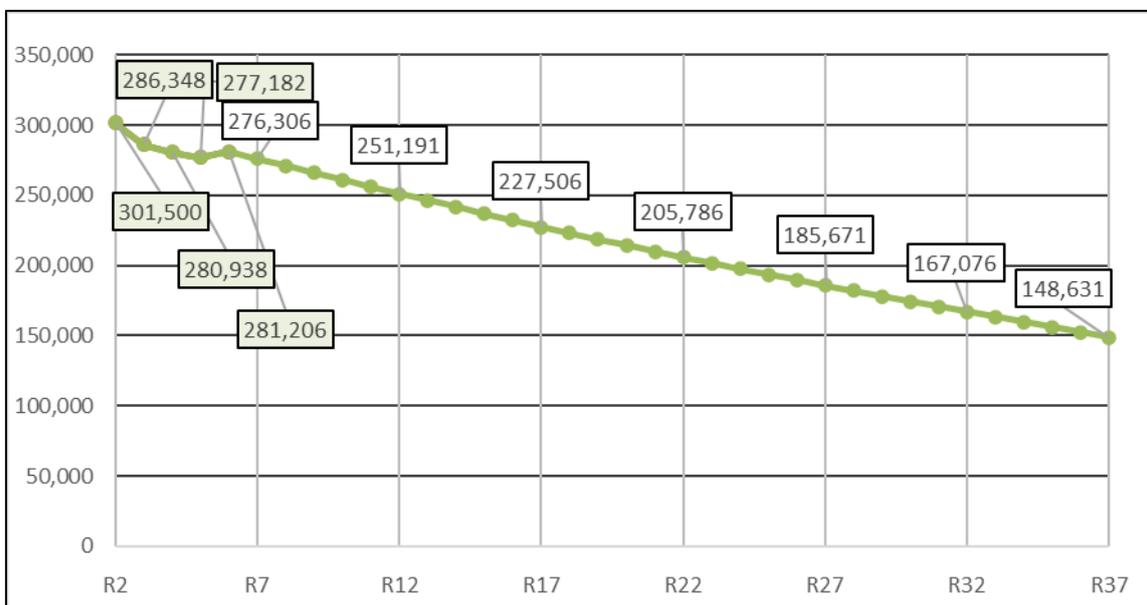


第3図 伊佐市の将来推計人口

#### (2) 有収水量の推移

伊佐市全体の人口減少に比例して処理区域内人口及び水洗便所設置済人口が減少し、さらに有収水量も比例して減少すると想定した場合の推移が、以下のグラフになります。

(単位：m<sup>3</sup>)

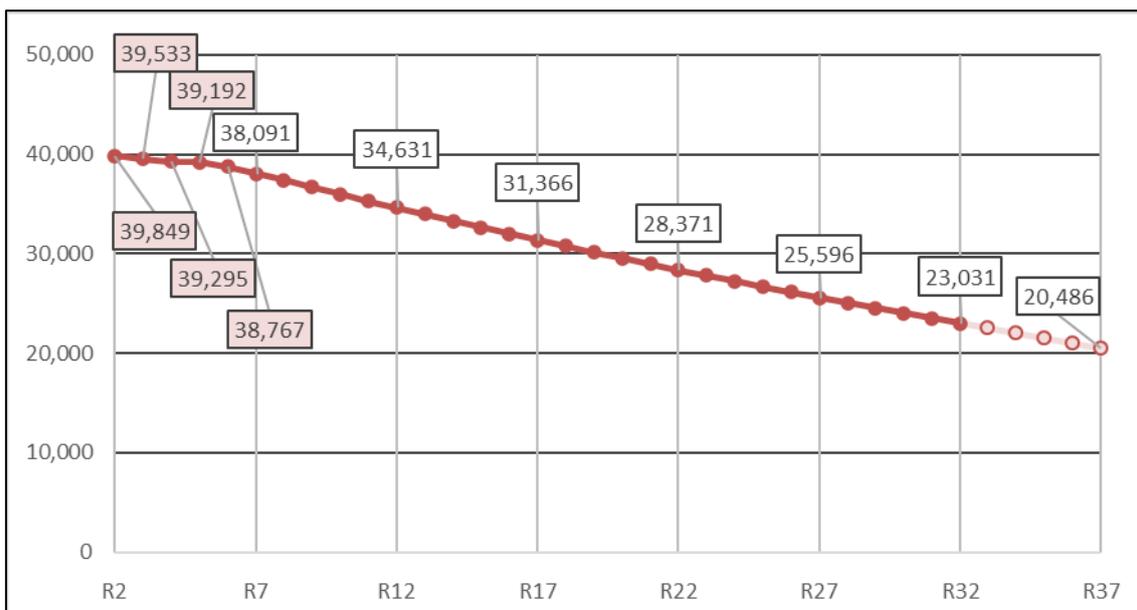


第4図 有収水量の推計

### (3) 使用料収入の推移

人口及び有収水量の減少に比例して減少したと想定した場合の使用料収入の推移は以下のグラフになります。

(単位：千円)



第5図 使用料収入推計

#### (4) 施設の見通し

将来の施設の更新については、平成 26 年度に策定された最適整備構想及び令和 6 年度に策定された平出水地区の機能強化更新計画に基づき実施することを想定します。

ただし、平出水地区の機能強化更新計画は令和 8 年度から令和 12 年度までの短期集中的な取り組みであり、直近に行うことを想定しているため、この期間は平出水地区の機能強化更新計画を優先して行うこととし、最適整備構想のなかで計画されている内容については、令和 13 年度以降に順延するように調整を行います。また、最適整備構想の中で計画されていたもののうち、平出水地区の機能強化更新によって必要がなくなったものは削除しています。

これらの更新財源については、50%を県からの補助金、残り 50%に企業債を充当することを想定します。ただし企業債の借入額は 10 万円単位で調整し、不足分には自己財源を補てんすることとします。

## 農業集落排水施設更新計画

(単位：千円)

年度	地区	管路施設	中継ポンプ施設	鉄筋コンクリート構造物	機械・電気設備
R7					
R8	平出水				中継P施設 18,904
R9	平出水			浄化槽設置 93,304	
R10	平出水				浄化槽附带・中継P施設 55,804
R11	平出水	MH更新 15,800			中継P施設 19,604
R12	平出水				中継P施設 34,604
R13	菱刈中央	MH更新 128,528	中継ポンプ更新 332		攪拌・汚水P更新 5,902
R14	菱刈北部	MH更新 130,846			前処理機器更新 9,660
R15					
R16					
R17					
R18					
R19					
R20					
R21	菱刈北部	MH更新 235,656	中継ポンプ更新 6,838		処理場ポンプ、脱水機更新 54,388
R22					
R23					
R24					
R25	菱刈中央			防食被覆更新 78,664	処理場ポンプ更新 16,497
R26					
R27					
R28					
R29	菱刈北部			防食被覆更新 55,832	処理場ポンプ、脱水機更新 34,114
R30	平出水		中継ポンプ更新 10,764		
R31					
R32					
R33					
R34					
R35					
R36					
	菱刈中央		中継ポンプ更新 332		処理場ポンプ更新 2,214
	菱刈北部		中継ポンプ更新 6,838		処理場ポンプ、脱水機更新 21,204
R37					
		平出水地区機能強化（元の資料から消費税相当額を控除）			

## (5) 組織の見通し

現在、農業集落排水事業に所属する職員数は2名であり、今後も事業の運営を持続していくためには、最低でも現在の職員数を維持することが必要であると想定します。ただし、施設の更新が予定されていることから、令和9年度以降は内訳を組み替え、損益勘定所属職員と資本勘定所属職員をそれぞれ1名ずつ配置することとします。

## (6) 経費の見通し

将来的には物価上昇に伴い、各種の経費が増加していくと想定されます。物価の上昇については、日本銀行の「物価安定の目標（インフレターゲット）」を参考に毎年度2%ずつ上昇するものと想定し、令和6年度の実績額をベースとして算定します。

ただし、職員給与費に関しては、異動による増減が想定されるため、令和2年度から令和6年度までの平均額で将来も推移すると想定します。

また、施設の更新に係る経費は、前項「(4) 施設の見通し」で記載した通りですが、更新後の減価償却費については、耐用年数を「管路施設：50年」「中継ポンプ施設：20年」「鉄筋コンクリート構築物：50年」「機械・電気設備：20年」とそれぞれ設定し、償却計算を行います。長期前受金戻入も同じ考え方によって計算を行います。

企業債の元利償還金については、既存の企業債の償還額に加え、5年据置30年償還での元利均等型を想定しています。利率については、財政融資資金貸付金利（令和8年1月1日以降適用）を参考に、3.0%としています。

経費の種別	将来推計の考え方
職員人件費	令和2年度から令和6年度の平均額を将来へ展開する。
企業債償還金 企業債利子	既存の元利償還計画に新規借入分（元利均等、5年据置30年償還、利率3.0%）を加算して推計する。
施設更新経費	平出水地区機能強化更新計画及び最適整備構想を基に想定する。
減価償却費	既存の固定資産の予測償却計算に新規取得分（耐用年数「管路施設：50年」「中継ポンプ施設：20年」「鉄筋コンクリート構築物：50年」「機械・電気設備：20年」）を加算して推計する。
その他の経費	令和6年度実績額に毎年度2%の物価上昇率を乗じて算定する。

# (7) 将来の推計

## ① 収益的収支

(単位:千円、%)

区分	年度	令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収益	1. 営業収益	38,091	37,999	36,015	35,323	34,631	33,978	33,325	32,672	32,019	31,366		
	(1) 料金の収入	38,091	37,999	36,015	35,323	34,631	33,978	33,325	32,672	32,019	31,366		
	(2) 受託工事収益												
収益	(3) その他の												
	2. 営業外収益	119,028	115,176	107,003	108,853	105,274	108,241	113,206	118,495	119,961	121,512		
	(1) 補助金	64,899	62,355	54,526	55,886	51,134	53,321	57,531	61,984	63,450	65,003		
収益	他会計補助金	64,899	62,355	54,526	55,886	51,134	53,321	57,531	61,984	63,450	65,003		
	その他の補助金												
	(2) 長期前受金戻入	54,129	52,821	52,477	53,804	54,140	54,920	55,875	56,511	56,511	56,509		
収益	(3) その他の	7											
	収入計	177,745	157,119	143,018	144,597	139,905	142,219	146,531	151,167	151,980	152,878		
	1. 営業費用	161,111	133,315	134,230	137,345	139,247	141,655	144,206	146,939	147,824	148,720		
収益	(1) 職員給与	16,516	8,106	8,106	8,106	8,106	8,106	8,106	8,106	8,106	8,106		
	基本給	9,333	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444		
	退職給付												
収益	その他	7,183	3,662	3,662	3,662	3,662	3,662	3,662	3,662	3,662	3,662		
	(2) 経費	28,210	29,368	30,574	31,194	31,826	32,473	33,130	33,802	34,487	35,184		
	動力費	9,993	10,397	10,817	11,033	11,254	11,479	11,708	11,943	12,181	12,425		
収益	修繕費	1,744	1,814	1,888	1,926	1,964	2,003	2,043	2,084	2,126	2,168		
	委託料	11,638	12,108	12,597	12,849	13,106	13,368	13,636	13,908	14,187	14,470		
	その他	4,835	5,049	5,272	5,386	5,502	5,623	5,743	5,867	5,993	6,121		
支出	(3) 減価償却費	116,385	97,950	95,550	98,045	99,315	101,076	102,970	105,031	105,231	105,430		
	2. 営業外費用	7,299	4,213	3,351	3,373	3,419	3,554	5,258	7,103	6,973	6,918		
	(1) 支払利息	6,857	3,773	2,911	2,933	2,979	3,114	4,818	6,663	6,533	6,478		
支出	(2) その他	442	440	440	440	440	440	440	440	440	440		
	支出計	168,410	137,466	137,581	140,718	142,666	145,209	149,464	154,042	154,797	155,638		
	(3) 常損益	9,335	15,047	5,437	3,458	△ 2,761	△ 2,980	△ 2,933	△ 2,875	△ 2,817	△ 2,760		
特別	特別利益												
	特別損失												
	特別損益												
繰越	当年度純利益(又は純損失)	9,335	15,047	5,437	3,458	△ 2,761	△ 2,980	△ 2,933	△ 2,875	△ 2,817	△ 2,760		
	繰越利益剰余金又は累積欠損金	20,057	39,710	11,785	11,260	6,139	3,149	216					



## IV. 経営の基本方針

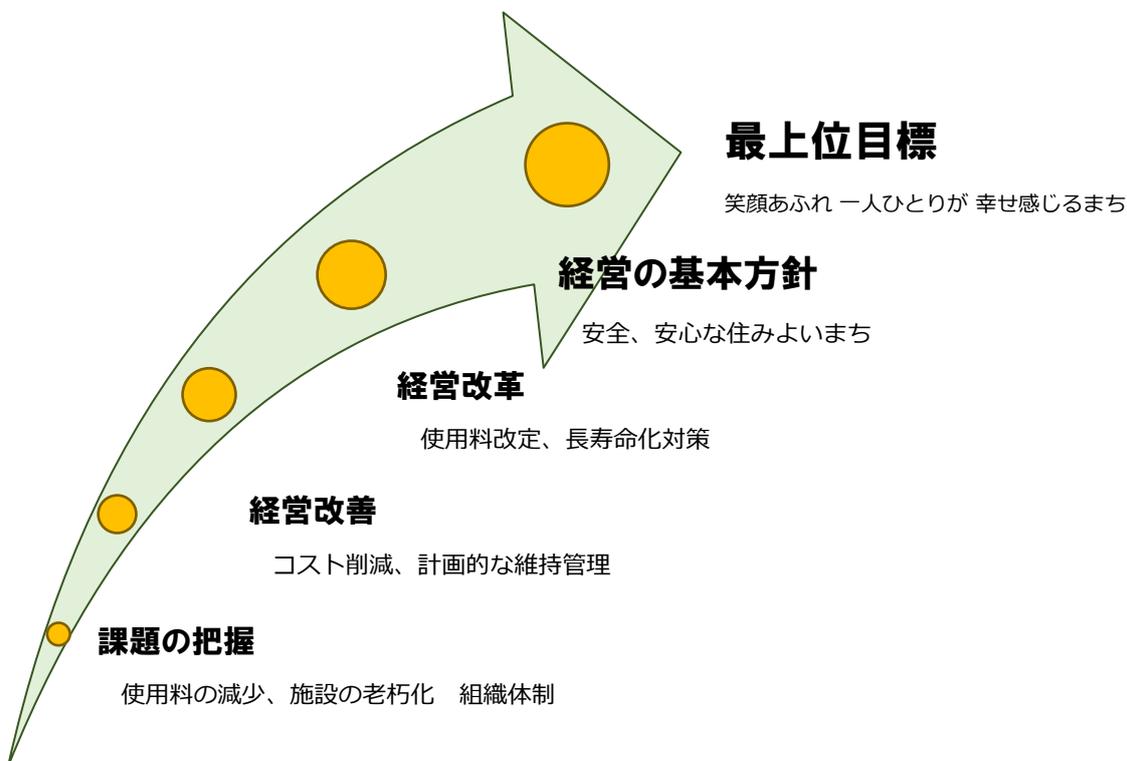
### (1) 経営の基本方針

農業用水の水質保全及び生活環境の整備を行い、農業生産の増大と生活環境の向上を図ることで、第2次伊佐市総合振興計画の将来像である『笑顔あふれ 一人ひとりが 幸せ感じるまち』を目標に、『安全、安心な住みよいまち』を実現することを経営の基本方針とします。

今後、人口減少の影響もあり、接続者数の増加による使用料収入の大幅な増加は見込めないと考えられます。一方で、施設の老朽化の進行により、修繕費用の増加や施設の改築・更新投資を行うための財源の確保が必要になることが予測されます。

地方公営企業の目的である『公共の福祉の増進』を『経済性を発揮』しながら進めるために、事業運営コストの低減に努めるだけでなく、適正な収益を確保するために使用料改定の取り組みを進めてまいります。

また、施設の長寿命化対策による延命化及び将来の需要を見越した施設の適正化を検討するほか、突発的な事故を回避するための計画的な維持管理に努め、ライフサイクルコストの低減を目指します。



第6図 経営の基本方針

## (2) 具体的な取り組み

### ① 収入の増加に向けた取り組み

#### 1.適正な使用料水準の検討

公営企業会計は、独立採算を基本的な原則としており、そのためには適正な水準の料金・使用料を利用者に負担していただくこととなります。

適正な使用料の水準を端的に表すのが経費回収率です。12 ページの記載の通り、令和 6 年度の経費回収率は 85.8%であり、ごく単純に考えれば使用料収入が 100 / 85.8  $\approx$  1.16 倍増加すれば経費回収率が 100%を超え、事業が収益化することが見込めます。

ただし、これはあくまで令和 6 年度の決算時点での見込みであり、将来的に永続する水準ではありません。今後も物価の値上がりが続くのであれば、それを視野に入れた使用料水準を設定するとともに、定期的に見直しを行い、経費回収率の改善を目指していくことが必要となります。

また、水道料金の設定においては、安定した事業運営のために適切な事業報酬を見込むべきという考え方が示されています。下水道においては水道ほど明確に事業報酬の考え方が示されておらず、適正な水準についても十分な検討が必要ですが、事業の持続可能性を検討する上で、重要な参考となる考え方だと思われます。

#### 2.使用料改定

現在、使用料改定に向けた検討は行っていないですが、改定にあたって適正な水準を分析するだけでなく、内部検討、協議、広報周知、条例改正の準備等が必要となるため、改定まである程度の時間を要します。

今後、使用料改定に取り組むこととし、令和 12 年度から新使用料体系へと移行することを目標に検討を進めます。具体的な改定率等は未定ですが、投資・財政計画の試算においては、必要となる使用料収入が得られるものとして想定します。

#### 3.水洗化率の向上と収納の適正化

「Ⅱ(7) 経営分析」で見た通り、伊佐市の水洗化率は低く、処理区域内で下水道に接続されていない世帯が存在しています。現在でも広報での通知等を行っているところですが、今後も引き続き取り組みを継続し、下水道への接続を推進してまいります。

また、収益が増加しても債権がきちんと回収されなければ、事業は立ち行かなくなってしまう。現在月 1 回の滞納整理を行い、督促状の発送や個別訪問等の対応を行っています。今後も取り組みを継続し、収納率の向上に努めます。

## ② 支出の減少に向けた取り組み

### 1. 施設の長寿命化

施設の更新には多大な経費が必要となり、更新後は投下資本を回収するため減価償却費が増大することから、長期にわたって経営を圧迫することとなります。そのため、可能な限り更新のペースを遅らせることが、経費削減のための有効な手段となります。

一方で施設の更新の遅れによって安定した汚水処理に支障をきたすリスクが高まります。施設を安定して稼働させていくためには、適切な維持管理への取り組みが重要となってきます。令和7年度中には維持管理計画を策定する予定であり、施設の長寿命化とともにライフサイクルコストの低減を目指します。

### 2. 企業債借入額の抑制

施設の更新に要する経費に充当するため、今後企業債の発行額が増えることが予想されます。我が国は長らく低金利の時代が続いていましたが、近年では金利に上昇傾向が見られるようになってきました。

金利の上昇は後年の利子負担の増へと繋がり、人口減少が進むと一人当たりの負担割合は加速度的に増えていくこととなります。そのため、内部留保資金を活用して企業債借入額の抑制に努め、後年度の利子負担の縮減を図ります。

## ③ その他の取り組み

### 1. 人材育成と業務のアウトソーシング

下水道サービスの持続的・安定的提供のためには、下水道施設の運転や管理といった専門的知識に加え、公営企業としての経営意識も求められるため、必要となる知識・技術は多岐にわたります。

そのため研修会等への参加によって職員の資質向上に努めるとともに、県内の連絡協議会等を通じて、県内・近隣自治体との知識の共有を行い、技術の継承を図ります。

一方、絶対的な人員不足に対しては職員の増員は見込めないため、業務の外部委託の推進を検討していきます。特に WPPP の対象とされる施設の運転・維持管理などについては、積極的に検討を進めます。

### 2. 危機管理体制の強化

災害が発生した場合に速やかに下水道施設の機能を回復できるよう、「伊佐市業務継続計画」が既に策定されています。今後は当該計画を着実に実行できるよう、近隣自治体との協力体制の構築も視野に入れながら、災害に強い組織づくりに取り組みます。

## V. 投資・財政計画

### (1) 投資・財政計画

別紙の通り。

### (2) 投資・財政計画の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

目標	既存計画に基づく確実な施設の更新
内容	<p>平出水地区機能強化更新 最適整備構想に基づく更新</p> <p>投資については、先述の通り、「23ページ 農業集落排水施設更新計画」に基づき更新を行うことを想定します。</p> <p>小規模工事等</p> <p>更新計画とは別に小規模の修繕工事等に対応するため、毎年度3,000千円を計上します(特定財源なし。自己財源で対応)。</p>

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

目標	使用料の改定による経費回収率の向上
内容	<p>下水道使用料</p> <p>令和12年度以降に改定使用料を反映しています。</p> <p>改定後の使用料は、有収水量1㎡あたり150円以上を前提として維持管理費の全額を賄いつつ、ある程度の資本費への充当が見込める水準で設定しています。</p> <p>一般会計繰入金</p> <p>【基準内繰入金】</p> <p>現在、繰入を行っているものについては、引き続き適切に繰入れを行います。具体的な見通しは以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 緊急下水道整備特定事業・臨時措置分に該当する企業債の償還が</li></ul>

	<p>終了する令和 11 年度まで。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分流式下水道等に要する経費：使用料が改定される令和 13 年度以降は使用料単価 150 円／<math>m^3</math>の制限を解除。</li> <li>・ 児童手当：令和 6 年度実績額と同額を展開。</li> <li>・ 地方公営企業法の適用に要する経費：法適用債の償還が終了する令和 12 年度まで。</li> </ul> <p><b>【基準外繰入金】</b></p> <p>市一般会計との取り決めにより、以下の通り繰入を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員人件費の 50%分（ただし、令和 9 年度以降は資本勘定職員分の繰り入れは行わない）</li> <li>・ 企業債償還金のうち、他に特定の繰入金の対象となっていないものの 60%分</li> </ul> <p><b>企業債</b></p> <p><b>【下水道事業債】</b></p> <p>更新計画に挙がっている更新の財源として、内部留保資金等を活用することで企業債の借入を行わないこととします。</p>
--	--

### 【経費回収率の見込】

25 ページの将来推計に基づいた経費回収率と将来の改善取り組みを反映した経費回収率は以下のように推移します。改善前は徐々に経費回収率が下がっていますが、改善後は特に令和 13 年度の使用料改定後に上昇傾向に転じています。将来的に経費回収率が 100%に届くことを目指して、取り組みを継続していきます。

**経費回収率の推移** (％)

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
改善前	82.5	82.3	82.1	82.0	81.8	81.6	81.4	81.3	81.1	80.9
改善後	88.9	88.7	88.5	88.3	89.3	89.4	89.6	89.7	89.9	90.0

### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

目標	可能な範囲での経費の抑制
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 職員給与費 24ページの記載の通り、令和2年度から令和6年度の平均額を展開します。</li><li>・ 動力費、薬品費、修繕費、委託料 24ページの記載の通り、毎年度2%の物価上昇を考慮します。</li><li>・ 企業債利子 新規の借入を行わないため、既存の企業債の償還が終了した令和16年度以降は発生しません。</li></ul>

## (3) 投資・財政計画に未反映の取り組み今後検討予定の取り組み

### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

#### 【施設の最適化】

計画人口及び処理水量が特に少ない平出水地区においては、今後人口減少の進行によって、経営を維持していくことが困難になることが想定されるため、集合処理から個人設置型の合併処理浄化槽への移行を視野に入れた検討が必要になると考えられます。

浄化槽への移行については、事務手続きのみならず、事前に調整を要する課題も多岐にわたることが予想されます。財政上のシミュレーションを踏まえて、将来的にどの時点から具体的な取り組みを始めるのか、早めに検討しておくことが重要です。

### ② 今後の財源についての考え方・検討状況

#### 【使用料の継続的な見直し】

現在のシミュレーションでは、将来資本費は徐々に減少していく一方、維持管理費は物価上昇の影響で増加の一途を辿ります。維持管理費は基本的に使用料収入で賄うべきものですが、年度ごとの増額ペース次第では、短期かつ定期的に使用料を見直していくことも必要と考えられます。

このような状況では、スピード感を持って対応していくことが重要です。1回の使用料改定にかかる時間や事務手間を極力抑えるために、経営指標等を用いた自動的な判断が行えるような仕組みづくりも検討していきます。

## VI. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略は5年に1回程度の見直し(ローリング)が求められており、今後も継続して定期的な見直しを行ってまいります。次回の見直しは令和12年度中に実施することを予定します。

見直しにあたっては、PDCAサイクルを意識し、実効性を高めていくことが重要です。そのため、次回の見直しまでに進捗管理(モニタリング)を毎年度実施し、目標の達成度合いを把握していきます。



第7図 PDCA サイクル

【別紙① 投資・財政計画(収益の収支)】

(単位:千円, %)

区分	年度	年度											
		令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算) 〔見込〕	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収益	1. 営業収益	38,767	38,091	37,399	36,707	36,015	35,323	38,715	39,358	40,015	40,687	41,372	42,069
	(1) 料金収入	38,767	38,091	37,399	36,707	36,015	35,323	38,715	39,358	40,015	40,687	41,372	42,069
	(2) 受託工事収益												
収益	(3) その他												
	2. 営業外収益	138,978	119,028	118,469	110,975	108,866	110,006	101,910	103,163	104,862	106,786	106,892	107,091
	(1) 補助金	74,379	64,899	65,648	58,971	56,389	56,402	47,770	48,243	49,187	50,275	50,381	50,582
収益	他会計補助金	74,379	64,899	65,648	58,971	56,389	56,402	47,770	48,243	49,187	50,275	50,381	50,582
	その他補助金												
	(2) 長期前受金戻入	64,592	54,129	52,821	52,004	52,477	53,604	54,140	54,920	55,675	56,511	56,511	56,509
収益	(3) その他	7											
	収入計	177,745	157,119	155,868	147,682	144,881	145,329	140,625	142,521	144,877	147,473	148,264	149,160
	1. 営業費用	161,111	131,771	133,315	132,448	134,230	137,345	139,247	141,655	144,206	146,939	147,824	148,720
収益	(1) 職員給与	16,516	16,209	8,106	8,106	8,106	8,106	8,106	8,106	8,106	8,106	8,106	8,106
	基本給	9,333	8,887	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444
	退職給付												
収益	その他	7,183	7,322	3,662	3,662	3,662	3,662	3,662	3,662	3,662	3,662	3,662	3,662
	費用	28,210	17,612	29,368	29,965	30,574	31,194	31,826	32,473	33,130	33,802	34,487	35,184
	(2) 経費	9,993	9,408	10,397	10,605	10,817	11,033	11,254	11,479	11,708	11,943	12,181	12,425
収益	動力費	1,744	1,229	1,814	1,851	1,888	1,926	1,964	2,003	2,043	2,084	2,126	2,168
	修繕費	11,638	5,475	12,108	12,350	12,597	12,849	13,106	13,368	13,636	13,908	14,187	14,470
	委託料	4,835	1,500	5,049	5,159	5,272	5,386	5,502	5,623	5,743	5,867	5,993	6,121
支出	その他	116,385	97,950	95,841	94,377	95,550	98,045	99,315	101,076	102,970	105,031	105,231	105,430
	(3) 減価償却費	7,299	5,695	4,213	2,937	2,043	1,417	1,091	866	671	534	440	440
	2. 営業外費用	6,857	5,255	3,773	2,497	1,603	977	651	426	231	94	440	440
支出	(1) 支払利息	442	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440
	(2) その他	168,410	137,466	137,528	135,385	136,273	138,762	140,338	142,521	144,877	147,473	148,264	149,160
	支出計	9,335	19,653	18,340	12,297	8,608	6,567	287					
経常損益	(C)-(D)												
特別利益	(F)												
特別損失	(G)												
特別損益	(F)-(G)												
当年度純利益(又は純損失)	(E)+(H)	9,335	19,653	18,340	12,297	8,608	6,567	287					
繰越利益剰余金又は累積欠損金	(I)	20,057	39,710	23,150	12,297	8,608	6,567	287					

【別紙① 投資・財政計画(収益の収支)】

(単位:千円, %)

区分	年度											
	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	令和27年度		
収益	1. 営業収益	42,783	43,509	44,250	45,007	45,777	46,565	47,367	48,184	49,019	49,871	
	(1) 料金収入	42,783	43,509	44,250	45,007	45,777	46,565	47,367	48,184	49,019	49,871	
	(2) 受託工事収益											
収益	(3) その他											
	2. 営業外収益	107,248	107,116	111,447	108,503	107,834	99,420	95,337	94,334	96,289	96,289	
	(1) 補助金	50,765	50,828	53,108	52,286	52,401	49,786	48,311	47,897	48,893	48,893	
収益	他会計補助金	50,765	50,828	53,108	52,286	52,401	49,786	48,311	47,897	48,893	48,893	
	その他補助金											
	(2) 長期前受金戻入	56,483	56,288	58,339	56,217	55,433	49,634	47,026	46,437	47,396	47,396	
収益	(3) その他											
	収入											
	収入計	150,031	150,625	155,697	153,510	153,611	145,985	142,704	142,518	145,308	146,160	
収益	1. 営業費用	149,591	150,185	155,257	153,070	153,171	145,545	142,264	142,078	144,868	145,720	
	(1) 職員給与	8,106	8,106	8,106	8,106	8,106	8,106	8,106	8,106	8,106	8,106	
	基本給	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444	
収益	退職給付費											
	その他	3,662	3,662	3,662	3,662	3,662	3,662	3,662	3,662	3,662	3,662	
	費	35,898	36,624	37,365	38,122	38,892	39,680	40,482	41,299	42,134	42,986	
収益	(2) 経費	12,674	12,927	13,186	13,449	13,718	13,993	14,272	14,558	14,849	15,146	
	動力費	2,212	2,256	2,301	2,347	2,394	2,442	2,491	2,541	2,591	2,643	
	修繕費	14,760	15,055	15,356	15,663	15,976	16,296	16,622	16,954	17,293	17,639	
収益	委託料	6,252	6,386	6,522	6,663	6,804	6,949	7,097	7,246	7,401	7,558	
	その他	105,587	105,455	109,786	106,842	106,173	97,759	93,676	92,673	94,628	94,628	
	(3) 減価償却費	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440	
支出	2. 営業外費用											
	(1) 支払利息											
	その他	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440	
支出	(2) その他											
	支出計	150,031	150,625	155,697	153,510	153,611	145,985	142,704	142,518	145,308	146,160	
	經常損益	(C)-(D)	(E)									
特別利益	(F)											
特別損失	(G)											
特別損益	(F)-(G)	(H)										
当年度純利益(又は純損失)	(E)+(H)											
繰越利益剰余金又は累積欠損金	(I)											

【別紙① 投資・財政計画(収益の収支)】

(単位:千円, %)

区分	年度											
	令和28年度	令和29年度	令和30年度	令和31年度	令和32年度	令和33年度	令和34年度	令和35年度	令和36年度	令和37年度		
収益	1. 営業収益	50,740	51,627	52,529	53,450	54,391	55,350	56,328	57,326	58,345	59,383	
	(1) 料金収入	50,740	51,627	52,529	53,450	54,391	55,350	56,328	57,326	58,345	59,383	
	(2) 受託工事収益											
収益	(3) その他											
	2. 営業外収益	96,289	96,285	85,250	73,288	50,518	44,097	39,713	35,419	29,748	25,233	
	(1) 補助金	48,893	48,891	43,831	38,188	27,547	24,502	22,451	20,284	17,416	14,869	
収益	他会計補助金	48,893	48,891	43,831	38,188	27,547	24,502	22,451	20,284	17,416	14,869	
	その他補助金											
	(2) 長期前受金戻入	47,396	47,394	41,419	35,100	22,971	19,595	17,262	15,135	12,332	10,364	
収益	(3) その他											
	収入											
	収入計	147,029	147,912	137,779	126,738	104,909	99,447	96,041	92,745	88,093	84,616	
収益	1. 営業費用	146,589	147,472	137,339	126,298	104,469	99,007	95,601	92,305	87,653	84,176	
	(1) 職員給与	8,106	8,106	8,106	8,106	8,106	8,106	8,106	8,106	8,106	8,106	
	基本給	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444	
収益	退職給付費											
	その他	3,662	3,662	3,662	3,662	3,662	3,662	3,662	3,662	3,662	3,662	
	費	43,855	44,742	45,644	46,565	47,506	48,465	49,443	50,441	51,460	52,498	
収益	(2) 経費	15,449	15,758	16,073	16,395	16,722	17,057	17,398	17,746	18,101	18,463	
	動力費											
	修繕費	2,696	2,750	2,805	2,861	2,918	2,977	3,036	3,097	3,159	3,222	
収益	委託料	17,992	18,352	18,719	19,093	19,475	19,865	20,262	20,667	21,081	21,502	
	その他	7,718	7,882	8,047	8,216	8,391	8,566	8,747	8,931	9,119	9,311	
	減価償却費	94,628	94,624	83,589	71,627	48,857	42,436	38,052	33,758	28,087	23,572	
支出	2. 営業外費用	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440	
	(1) 支払利息											
	その他	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440	
支出	支出計	147,029	147,912	137,779	126,738	104,909	99,447	96,041	92,745	88,093	84,616	
	経常損益	(C)-(D)	(E)									
	特別利益	(F)										
支出	特別損失	(G)										
	特別損益	(F)-(G)	(H)									
	当年度純利益(又は純損失)	(E)+(H)										
繰越利益剰余金又は累積欠損金	(I)											

【別紙② 投資・財政計画(資本的収支)】

区 分	年 度												
	令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
資本的収入	1. 企業												
	うち資本費平準化債												
	2. 他会計出資金	55,010	52,534	52,537	46,719	35,261	25,926	14,436	7,125	6,701	4,735	3,693	
	3. 他会計補助金												
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金	1,450	46,652	27,902	17,702	67,381	70,253						
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金												
	9. その他												
計 (A)	55,010	52,534	53,987	93,371	63,163	43,628	31,738	74,506	76,954	4,735	3,693		
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額													
純計 (B)	55,010	52,534	53,987	93,371	63,163	43,628	31,738	74,506	76,954	4,735	3,693		
資本的支出	1. 建設改良費	3,985	6,500	5,900	96,304	58,804	38,404	37,604	137,762	143,506	11,104	11,104	
	うち職員給与費			8,104	8,104	8,104	8,104	8,104	8,104	8,104	8,104	8,104	
	2. 企業償還金	96,896	92,955	83,523	64,487	49,512	30,398	15,389	11,169	6,153			
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
5. その他	145	3,500											
計 (C)	101,026	102,955	89,423	160,791	108,316	68,802	52,993	148,931	151,397	17,257	11,104		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)	46,016	50,421	35,436	67,420	45,153	25,174	21,255	74,425	74,443	12,522	7,411		
補填財源	1. 損益剰定留保資金	45,641	49,508	34,900	35,516	27,511	13,075	11,270	61,615	61,397	11,513	6,402	
	2. 利益剰余処分額				23,150	12,297	8,608	6,567	287				
	3. 繰越工事資金												
	4. その他	375	913	536	8,754	5,345	3,491	3,418	12,523	13,046	1,009	1,009	
計 (E)	46,016	50,421	35,436	67,420	45,153	25,174	21,255	74,425	74,443	12,522	7,411		
補填財源不足額 (E)-(F)				△ 0									
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)	361,477	268,522	184,999	120,512	71,000	40,602	25,213	14,044	6,153				
補てん財源残高	54,335	68,520	94,980	90,994	102,857	132,182	159,807	144,061	129,959	166,966	209,284	248,110	

区 分	年 度											
	令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収益的収支分	うち基準内繰入金	74,379	64,899	62,355	55,886	54,526	55,249	51,134	53,321	57,531	61,984	65,003
	うち基準外繰入金	65,376	55,896	57,854	51,385	50,025	50,748	46,633	48,820	53,030	57,483	60,502
	うち繰越繰入金	9,003	9,003	4,501	4,501	4,501	4,501	4,501	4,501	4,501	4,501	4,501
資本的収支分	うち基準内繰入金	55,010	52,537	46,719	35,261	25,926	14,436	7,125	6,701	4,735	3,693	1,334
	うち基準外繰入金	2,034	1,764	1,365	1,274	399	344	287	287			
	うち繰越繰入金	52,976	50,773	45,354	33,987	25,527	14,092	6,838	6,701	4,413	1,097	1,334
合計	129,389	117,436	109,074	91,147	80,452	69,885	58,259	60,022	62,346	66,397	64,547	66,337

○他会計繰入金

【別紙② 投資・財政計画(資本的収支)】

(単位:千円)

区分	年度																				
	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	令和27年度											
資本的収入	1. 企業費平準化債償																				
	うち資本費平準化債償																				
	2. 他会計出資金																				
	3. 他会計補助金																				
	4. 他会計負担金																				
	5. 他会計借入金																				
	6. 国(都道府県)補助金		148,441																		
	7. 固定資産売却代金																				
	8. 工事負担金																				
	9. その他				148,441																
計 (A)				148,441																	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額																					
計 (B)																					
計 (C)																					
資本的支出																					
1. 建設改良費	11,104	11,104	11,104	299,882	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	
うち職員給与費	8,104	8,104	8,104	8,104	8,104	8,104	8,104	8,104	8,104	8,104	8,104	8,104	8,104	8,104	8,104	8,104	8,104	8,104	8,104	8,104	
2. 企業償還金																					
3. 他会計長期借入返還金																					
4. 他会計への支出金																					
5. その他																					
計 (D)	11,104	11,104	11,104	299,882	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額																					
計 (E)	11,104	11,104	11,104	151,441	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	
補填財源																					
1. 損益勘定留保資金	10,095	10,095	10,095	124,179	10,095	10,095	10,095	10,095	10,095	10,095	10,095	10,095	10,095	10,095	10,095	10,095	10,095	10,095	10,095	10,095	
2. 利益剰余金処分額																					
3. 繰越工事資金																					
4. その他	1,009	1,009	1,009	27,262	1,009	1,009	1,009	1,009	1,009	1,009	1,009	1,009	1,009	1,009	1,009	1,009	1,009	1,009	1,009	1,009	
計 (F)	11,104	11,104	11,104	151,441	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	
補填財源不足額 (E)-(F)																					
他会計借入金残高 (G)																					
企業償還金残高 (H)																					
補てん財源残高	287,119	326,191	367,543	293,989	334,634	372,664	409,219	413,797	450,934	488,071											

○他会計繰入金

区分	年度																				
	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	令和27年度											
収益的収支分																					
うち基準内繰入金	66,485	68,978	76,847	77,241	78,581	77,155	78,181	78,940	81,003	82,074											
うち基準外繰入金	61,984	64,477	72,346	72,740	74,080	72,654	73,680	74,439	76,502	77,573											
資本的収支分																					
うち基準内繰入金	4,501	4,501	4,501	4,501	4,501	4,501	4,501	4,501	4,501	4,501											
うち基準外繰入金	1,571	2,660	3,830	3,944	4,063	4,184	4,931	7,453	7,677	7,907											
合計	68,056	71,638	80,677	81,185	82,644	81,339	83,112	86,393	88,680	89,981											

【別紙② 投資・財政計画(資本的収支)】

(単位:千円)

区分	年度											
	令和28年度	令和29年度	令和30年度	令和31年度	令和32年度	令和33年度	令和34年度	令和35年度	令和36年度	令和37年度		
資本的収入	1. 企業費平準化債 うち資本費平準化債											
	2. 他会計出資金											
	3. 他会計補助金											
	4. 他会計負担金											
	5. 他会計借入金											
	6. 国(都道府県)補助金	44,973		5,382								
	7. 固定資産売却代金											
	8. 工事負担金											
	9. その他		44,973	5,382								
	計 (A)	44,973	44,973	5,382								
資本的支出	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額											
	純計 (A)-(B)											
	1. 建設改良費	11,104	92,946	13,764	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	33,588	11,104
	うち職員給与費	8,104	8,104	8,104	8,104	8,104	8,104	8,104	8,104	8,104	8,104	8,104
	2. 企業償還金											
	3. 他会計長期借入返還金											
	4. 他会計への支出金											
	5. その他											
	計 (D)	11,104	92,946	13,764	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	33,588	11,104
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)	11,104	47,973	8,382	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	33,588	11,104
補填財源	1. 損益勘定留保資金	10,095	39,524	7,131	10,095	10,095	10,095	10,095	10,095	10,095	30,535	10,095
	2. 利益剰余金処分額											
	3. 繰越工事資金											
	4. その他	1,009	8,449	1,251	1,009	1,009	1,009	1,009	1,009	3,053	1,009	
計 (F)	11,104	47,973	8,382	11,104	11,104	11,104	11,104	11,104	33,588	11,104		
補填財源不足額 (E)-(F)												
他会計借入金残高(G)												
企業償還金残高(H)												
補てん財源残高	525,208	532,914	567,953	594,385	610,176	622,922	633,617	642,145	627,365	630,478		

○他会計繰入金

区分	年度										
	令和28年度	令和29年度	令和30年度	令和31年度	令和32年度	令和33年度	令和34年度	令和35年度	令和36年度	令和37年度	
収益的収支分	うち基準内繰入金	84,332	85,407	81,352	76,719	67,094	63,998	63,275	61,399	59,845	
	うち基準外繰入金	79,831	80,906	76,851	72,218	62,593	60,563	58,774	56,898	55,344	
資本的収支分	うち基準内繰入金	4,501	4,501	4,501	4,501	4,501	4,501	4,501	4,501	4,501	
	うち基準外繰入金	8,144	9,104	9,378	9,659	9,949	10,921	11,269	11,608	12,314	
合計	うち基準内繰入金	8,144	9,104	9,378	9,659	9,949	10,921	11,269	11,608	12,314	
	うち基準外繰入金	92,476	94,511	90,730	86,378	77,043	75,985	74,883	73,355	72,159	



